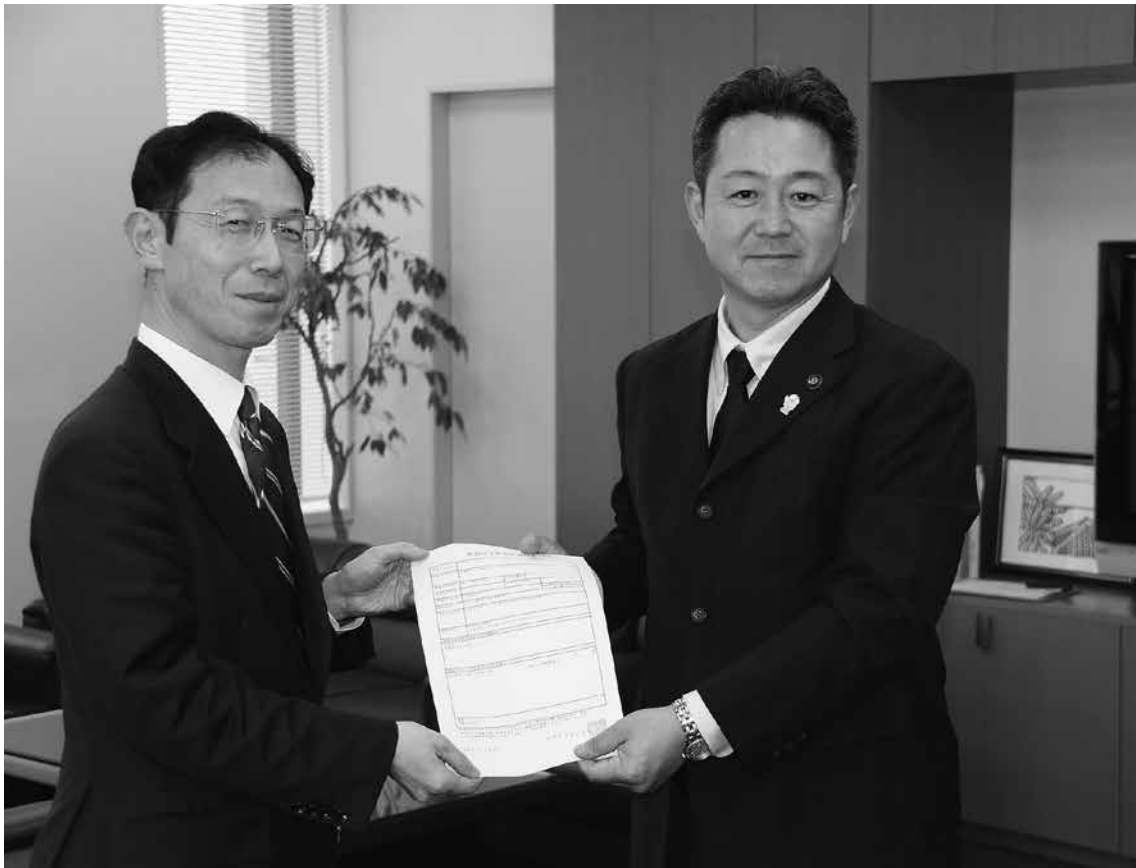


関東地方の地方自治体初 エリア放送局への予備免許



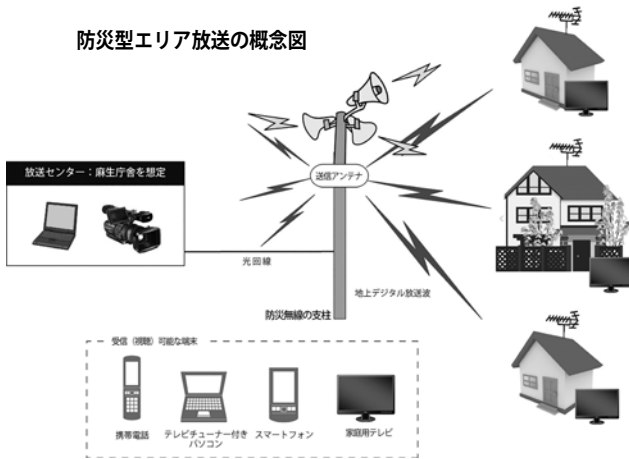
～総務省関東総合通信局長から予備免許が付与されました～

行方市を放送区域とする

エリア放送を行う地上一般放送局

市では、より一層の活力あるまちづくりと市民の安心安全な生活を守るため、さまざまな地域情報の発信を行い、さらなる地域活性化を図るものとして、空きチャンネル（※ホワイトスペース）を活用したエリア放送の導入を目指し、総務省関東総合通信局（渡辺信一局長）に対して、電波法に基づく開設申請をしていたところですが、今般、4月20日付をもって同局から地上一般放送局（エリア放送局）の無線局予備免許が付与されました。

防災型エリア放送の概念図



近年、全国で増加しているさまざまな災害に対する防災・減災対策の一環として、全国的に避難情報など緊急性の高い、より確実な情報伝達手段の確立が地方自治体等に求められているところでは、

市では、防災情報の伝達手段の中心として、防災行政無線を活用しているところですが、特に荒天時等の「聞こえづらい」などの課題があることから、これらを補完する伝達手段の検討を始めていたものです。

そうした中で、総務省より平成24年4月に地上デジタルテレビジョン放送（ワンセグ・フルセグ）の空きチャンネルを活用できるよう制度化が示され、平成26年7月にエリア放送参入について、先願順に許可する方針が公表されました。

これらのことから、市では、市民の安心安全な環境づくりを目指すため、この空きチャンネルを取得して活用できる防災型エリア放送について、調査研究を開始したものです。

（※）ホワイトスペース
放送用などの目的に割り当てられていますが、地理的条件や技術的条件によって、他の目的にも利用可能な周波数です。

エリア放送とは、地上デジタル放送波の空きチャンネルを有効利用した地上一般放送のことです。放送エリアが狭いエリアに限定されていることから、地域に密着した放送を行なうことが可能です。地域向けの放送としては、「緊急情報の発信」「災害・防災・被災地情報の発信」「地域コミュニティ向けの情報発信」「交通機関・道路等に関する情報発信」「商店街向けの情報発信」など、さまざまな用途に活用できます。

緊急情報、災害・防災・被災地情報



地域コミュニティ向け情報



〈エリア放送の利用例〉

交通機関



商店街



一般家庭のテレビに向けた放送と、携帯電話やスマートフォンなどの端末へ向けた放送を同時に行います。視聴エリアでは、自宅でも外出先でも素早い情報の入手が可能になります。市民の皆さまが、エリア放送を視聴するための特別な機器等は必要ありません。一般のテレビ放送と同様にチャンネルを合わせることで、どなたでも簡単に無料で視聴することができます。

結果として、エリア放送は、家庭の

テレビ、モバイル端末（携帯電話・スマートフォン等）向けのテレビ放送であり、地域に密着した情報を伝達することが可能であるとともに、データ放送の併用により市民との双方向でのコミュニケーション・ツールとしての効果も期待できるものであることから、既存の防災情報の伝達手段である防災行政無線やシアラートを補完し、迅速かつ利便性の高い情報伝達手段であるエリア放送を行うことを目的として参入を決めたものです。

無線局予備免許の付与を受け、市長は「今後は先行した4局に加え、全世帯の視聴エリアをカバーできるインフラ整備を早期に図っていくとともに、一方でデータ放送の併用による市民との双方向でのコミュニケーションツール、また、地域に密着した生活情報、イベント情報などの定型的な情報配信手段としての活用システムを市民の皆さんと共に作り上げていきたい」と決意を新たにしました。

◆エリア放送の構築にあたっては、百里飛行場騒音区域内の整備に係る財源の一部（特定防衛施設周辺整備調整交付金）が活用されています。

地域メディアプロデューサー 育成講座プレセミナーのご案内

市ではエリア放送の整備を契機とし、インフラ整備と並行して映像編集等分野における人材育成に取り組んでまいります。

7月以降に予定している「映像制作から情報発信まですべてわかる」実践的な講座に先立ち、プレセミナーを開催いたしますので、是非ご参加ください。

日時 6月19日（金）

午後7時～午後8時30分

場所 麻生公民館

内容 情報運用について・育成プログラムを紹介・参考作品の紹介等
※参加申込不要。直接会場へお越しください。

※受講料無料（本講座の日程等については、後日お知らせします。）

問い合わせ

総合戦略課

情報政策グループ（麻生庁舎）

電話 0299-72-0811

FAX 0299-72-2174